鹿児島工業高等専門学校防火管理規程

第１章　総則

第１条　この規程は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理の徹底を期し、火災による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

第２条　前条の目的を達成するため防火管理について必要な事項は法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

第２章　組織

第１節　防火管理者及び防火責任者

第３条　第１条の目的を達成するため、本校に防火管理者１名、防火責任者１名及び火元責任者若干名を置く。
２　防火管理者は事務部長を、防火責任者は総務課長をもって充て、火元責任者は不動産補助監守者又は火元取締責任者をもって充てる。

第４条　防火管理者は、校長の命を受け、構内の防火のための施設設備、職員の防火訓練等防火管理に必要な業務を総括する。

第５条　防火責任者は、消防法に定める事項並びにこの規程の定めることを処理する。
２　火元責任者は、担当区域内の火気取締りに必要な事項を処理する。

第２節　自衛消防団

第６条　第１条の目的を達成するため、本校に自衛消防団を設置する。
２　自衛消防団は、本校職員をもって組織する。
３　自衛消防団の編成及び職務分担は別表のとおりとする。

第７条　自衛消防団に団長及び副団長並びに班長を置く。
２　団長は校長をもって充てる。
３　副団長は、事務部長、総務課長、学生課長並びに学生主事をもって充てる。
４　班長は、それぞれ別表の者をもって充てる。

第８条　団長は団務を総括する。
２　副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　班長は、班務を総括し、副団長に事故あるときは、別表編成順によりその職務を代行する。

第３章　災害予防

第９条　校長は、防火のための施設、設備及び避難設備並びに警報設備（以下「防火施設等」という。）を整備するものとする。

第 10 条　防火管理者は、防火施設等の一覧表及び配置図を作成し、関係者に熟知させなければならない。

第 11 条　防火管理者は、随時校舎内外を巡回し防火設備等、火気使用設備及び危険物の取扱状況について点検を行うものとする。

第 12 条　火元責任者は、担当区域内の火元を点検し、火気取締りに留意するとともに、退庁の際は、火気取扱いが完全に行われているかを確認しなければならない。

第 13 条　防火管理者は、重要文書及び物品を非常持出物件として指定し、非常持出の標示を行わなければならない。

第 14 条　防火管理者は、状況により火気の使用を制限又は禁止し、危険物の取扱い及び危険度の高い施設への立入等について規制を行うことができる。

第４章　防火訓練

第 15 条　防火管理者は、災害を想定し、防火訓練を計画し、実施しなければならない。

第 16 条　防火訓練は、総合訓練と基本訓練とする。
２　総合訓練は年１回以上これを行うものとする。
３　基本訓練は、消防活動の基本技能を習熟させるため随時行うものとする。

第５章　火災発生時の対策

第 17 条　職員は、本校に火災が発生したことを発見したときは、直ちに自衛消防団長（不

在のときは副団長、班長の順とする。以下同じ。）に発生場所等を急報するとともに、全員に非常ベル等適切な方法で速報し、なお、初期消火に努めなければならない。

第 18 条　守衛は、火災予防につとめ火災発生の場合又は発生のおそれのあるときは、すみやかに消防機関及び自衛消防団長に通報し、その指示を受け適切な処置を講じなければならない。

第 19 条　職員は本校及びその周辺に火災が発生した時は、退庁後であってもすみやかに登校し、自衛消防団所定の任務に服さなければならない。

第６章　雑則

第 20 条　震災、風水害その他の災害については、特に定めるもののほか、この規程を準用する。

附　則

１　この規程は、昭和 46 年４月１日から施行する。
２　昭和 42 年４月１日制定の鹿児島工業高等専門学校防火管理規程内規は廃止する。
３　この規程は、昭和 50 年 10 月 25 日から施行する。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年４月 15 日から施行し、平成 23 年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表

自 衛 消 防 団 の 編 成 及 び 職 務 分 担

本　　部		職務分担	
団　長	校　　長	団長は、団務を総括する。	
副団長	事務部長 （防火管理者）	副団長は、団長を補佐し、右の職務を担当する。	各班の職務を総括する。
	総務課長 （防火責任者）		本部及び各班の職務について、連絡調整を行う。
	学生主事		学生の避難誘導を総括する。
	学生課長		学生の避難誘導について、学生主事を補佐する。

班	班　長	班　員	職務分担
総務連絡班	財務係長	財務係員	防火訓練の計画・実施及び通報連絡に関すること。
	(副)総務係長	総務係員	
工　作　班	施設係長	施設係員	平常時の防火施設管理、非常時の防火用水の確保、電気その他危険 物の保安に関すること。
消　火　班	総務課課長補佐（財務担当）		初期消火に関すること。 （教員のうち若干名を各棟ごとに消火班員に指定する。） （教員及び技術室員は、授業担当時には避難誘導班に移る。） （その他の者は、消防車到着後には救護班に移る。）
	(副)用度係長	用度係員	
	(副)図書情報係長	図書情報係員	
	(副)副技術長	技術室員	
		教員 (指定された者)	
拠　出　班	人事係長	人事係員	非常持出物件等の拠出に関すること。
	(副)教務係長	教務係員	
警　備　班	総務課課長補佐（総務担当）		校内警備及び消防車の誘導に関すること。
	(副)企画係長	企画係員	
	(副)寮務係長	寮務係員	
救　護　班	学生係長	看護師 学生係員	学生及び教職員の救護に関すること。
		他の班に属しない者	
避難誘導班	学生課課長補佐	教務係員	学生の避難誘導に関すること。
	技術長	技術室員 (授業担当時)	
	各類長	教員 (消火班員を除く)	

註　　勤務時間外の班の編制及び非常時の連絡方法については別に定める。